

第 8 4 号議案

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6
年八王子市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（電磁的記録等）</u> <u>第 2 4 条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例</u></p>	

の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第25条（略）

（委任）

第24条（略）

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。